随意契約締結理由書(公表用)

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

中央区役所本庁舎レイアウト改修工事 (建築・11階南側テラス植栽基
盤撤去その他追加工事)
中央区築地一丁目1番1号
建築工事
11階南側テラス植栽基盤撤去
11階南側テラスアスファルト防水撤去
令和6年1月31日まで
8,074,000円(税込み)
令和5年10月2日
東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
戸田・松井リフォーム建設共同企業体
戸田建設株式会社
代表取締役社長 大谷 清介
現在、中央区役所本庁舎レイアウト改修工事(建築・発電機諸室改修
追加工事)を戸田・松井リフォーム建設共同企業体にて施工中である。
本工事にて客土撤去作業を始めたところ、土中に庭石、瓦等の埋設物
及びアスファルト防水層が確認され撤去する必要が生じた。
今回の工事は本工事と同一の工種、職種であることから、追加工事と
することにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行うことが
可能となる。また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入
動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。このため、施工
上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現在、本体
工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であり、交通誘
導員、事務所、共通仮設を本体工事と共用することでの仮設費の削減も
見込める。さらに、経費についても概ね41%の削減を図ることができる。
以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事
を進められる同者と随意契約を締結する。
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号